

エネ得プランTG

(基本料金プラン)

東京ガス「東京地区等」エリア

令和元年10月1日実施

日東エネルギー株式会社

目 次

1. 対象となるお客さま	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. ガス料金	1
5. 単位料金の調整	1
6. その他	2
付則	3
別表	
第1 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
第2 適用する料金表	5

1. 対象となるお客さま

この料金プランは、東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款における供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、3の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この料金プランは、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この料金プランにおいて使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「単位料金」とは、5で定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (2) 「ガス料金」とは、当社の都市ガス供給に関するガス小売供給約款にもとづく契約（以下「ガス小売契約」といいます。）により計算される料金をいいます。

3. 適用条件

この料金プランは、お客さまがこの料金プランの適用を希望される場合に適用いたしません。

4. ガス料金

当社は別表の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間のガス料金を算定いたします。

5. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第2の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用してガス料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(4)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

57,250 円

②平均原料価格（トンあたり）

別表第1の（4）に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。

（算式）

$$\text{平均原料価格} = \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9479 + \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0546$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

6. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この料金プランは令和元年10月1日から実施いたします。

(別表第1)

ガス料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (3) ガス料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
ガス料金に含まれる消費税等相当額＝ガス料金×消費税率÷(1+消費税率) (1円未満の端数切り捨て)
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2) 適用する料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルをこえ、20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	736.23円
------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	140.95円
------------	---------

② 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,024.32 円
---------------------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	126.54 円
-------------	----------

③ 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,195.04 円
---------------------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	124.41 円
-------------	----------

④ 料金表 D (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,835.24 円
---------------------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	121.21 円
-------------	----------

⑤ 料金表 E (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	6,103.24 円
---------------------	------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	112.67 円
-------------	----------

⑥ 料金表 F (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	12,078.44 円
---------------------	-------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	105.20 円
-------------	----------